

令和8年度 岩沼市立西保育所における医療的ケア業務 委託仕様書

1. 業務名

令和8年度 岩沼市立西保育所における医療的ケア業務

2. 業務概要

- (1) 岩沼市立西保育所に看護師を派遣し、当市の「保育所等における医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」と言う。）と医師の指示書に基づき、医療的ケア実施計画を作成し、保護者の理解及び同意のもと、保育士と相互に協力して安全に医療的ケアを実施する。
- (2) 保育士及び保護者と連携して医療的ケア児の健康状態を把握する。
- (3) ガイドラインに沿って医療的ケアの実施状況と健康状態を記録し、保育所長及び保護者に報告する（保護者に対しては書面可）。
- (4) 医療的ケア児に関する協議及び会議に出席する。
- (5) その他医療的ケアを実施する際に必要と認めること。

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。うち医療的ケアが必要な日は保育所開所日且つ対象児童が登所する日の月曜日から金曜日で、本契約では241日間とする。

ただし、契約期間の途中であっても、医療的ケア児が退所した場合や医療的ケアの実施が終了した場合は、看護師の派遣は終了するものとし、その後対象児童の利用見込みがないときは、双方協議のうえ契約期間の終期を決定するものとする。

4. 履行場所

岩沼市栄町一丁目2-18 外 地内

5. 実施要件

医療的ケアの対象となる児童 3歳児 1名

医療的ケアの内容 導尿

業務実施時間帯等 医療的ケアが必要な日は保育所開所日且つ対象児童が登所する日の月曜日から金曜日（241日間）の9：00から16：00まで

実施回数及び所要時間 1日3回 1回あたり40分程度、3時間ごと。

※ 具体的な実施時刻については、主治医の指示書に基づき保護者、保育所等と調整する。

6. 看護師の配置数

1名とする。

配置する看護師は、同じ看護師とすることが望ましいが、複数の看護師を充てる場合は、実施手順書等を作成し、統一した医療的ケアが実施できるようにすること。配置予定の看護師が勤務できない場合は、代替の看護師を派遣すること。

7. 委託料

委託料については以下のとおりの額を算定することとする。

(1) 基本分費用（実施に係る体制確保、事務費）

○ 体制確保分及び事務費分

- ・ 書類作成
医療的ケア実施計画書（年1回、変更随時）
医療的ケア実施状況報告書（月1回）
- ・ 会議等出席
医療的ケア児検討会議（年1回）
保育所入所面接（年1回）
主治医受診同行（必要時）
カンファレンス（必要時）
ケア内容変更に伴う継続保育の協議（必要時）
安全管理マニュアル作成助言（年1回）
災害対応マニュアル作成助言（年1回）

(2) 医療的ケアに係る費用（訪問看護診療報酬相当額）

(3) 交通費

- ※ (1)基本分費用は年額で算定、(2)医療的ケアに係る費用と(3)交通費は日額で算定する。
- ※ (2)医療的ケアに係る費用について、診療報酬に改定があった場合は、改定後単価の適用日から改定後の額で再度算定を行い、変更契約を行うものとする。
- ※ 医療的ケア費用には、日誌記入、ヒヤリハット報告書及び事故報告書の作成を含む。
- ※ 児童の欠席等でケアが不要となる場合は、不要となる日の前日の17時までに連絡を入れることとし、その場合は(2)及び(3)に係る費用は発生しないものとする。17時以降に連絡した場合は、ケアが不要であったとしても(2)及び(3)に係る費用は発生するものとする。

8. 支払方法

月払いとし、以下の算式を基に求めた額を月末締め請求。請求後30日以内に口座振込とする。

算式： (1)基本分費用*1/12+(2)医療的ケアに係る費用*実施日数+(3)交通費*実施日数

9. その他

契約書と仕様書に定めのないことについては、その都度協議することとする。